

大阪地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示

大阪労働局一般公示第 86 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、大阪地方最低賃金審議会委員を任命したいので、関係労働組合は、下記「大阪地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、労働者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 8 年 2 月 2 日

大阪労働局長 高橋 秀誠

記

大阪地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 2 条に規定する労働組合であって、大阪労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切期日

令和 8 年 2 月 17 日

(3) 推薦書の提出先

大阪労働局労働基準部賃金課

（大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第 2 号館）